

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

○青木課長

皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたことから、ただいまより令和6年度第3回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立って、若林会長からご挨拶を賜りたいと存じます。

若林会長よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○若林会長

《会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

それでは会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。事前に西川委員、車塚委員、小林委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

現在の出席委員は17人で、定数20人の過半数に達しておりますことから、久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、本運営協議会は成立いたしますことをご報告いたします。

また、現在のところ、傍聴者はありません。

続きまして配付資料の確認をさせていただきたいと存じます。

《事務局から資料の過不足の確認》

続きまして、会議の公開及び会議録の作成等についてご説明させていただきます。

久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能でございます。

また、会議録を作成し、公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め、全文記録方式で、会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解をいただきたいと存じます。

これに伴いまして、発言される委員の皆様におかれましては、マイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。

ここからは久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと存じます。

若林会長、よろしくをお願いいたします。

3 議題

○若林会長

それでは本日の議事でございますが、承認事項が2件、報告事項が2件です。

まず本日の会議の議事録の署名委員を指名させていただきます。

前回に引き続きまして、名簿の順で、大澤委員さん、伊藤委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《大澤委員、伊藤委員了承》

それではよろしくをお願いいたします。

(1) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

○若林会長

それでは本日の議題に移りたいと思います。

まず、議事（１）地域密着型サービス事業所の指定についてです。

こちらは承認事項になります。事務局から説明をお願いします。

○岸係長

それでは議題（１）地域密着型サービス事業所の新規指定についてご説明させていただきます。

本日は、全部で３つの事業所があるうち、２つの事業所についてご審議をいただきます。もう１つの事業所については、報告という形で進めさせていただければと存じます。資料１の１枚目をご覧ください。

《資料１に基づき説明》

議題（１）の説明については以上でございます。

１つ目の事業所と２つ目の事業所について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から地域密着型サービス事業所の新規指定についての説明がございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それではご質問はないようですね。それでは、新規指定についての本協議会の承認をいただきたいということでございますが、複数の事業所がございますので、１つずつ確認をさせていただきます。

１つ目の地域密着型通所介護かぐらの里デイサービスセンターの新規指定について、本協議会としまして、承認するということがよろしいでしょうか。

《委員承認》

ありがとうございます。

それでは承認といたします。

続きまして、２つ目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護なでこの新規指定について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員承認》

ありがとうございます。

それでは承認といたします。

3つ目の市外の地域密着型通所介護リハスタジオ花咲の新規指定について、こちらにつきましては事務局から説明がございましたように、報告事項となります。

(2) 令和6年度介護予防支援業務委託事業者について

続きまして、議題(2) 令和6年度介護予防支援業務委託事業者についてに移りたいと思います。

こちらにつきましては、報告事項でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○加納補佐

それでは、令和6年度介護予防支援業務委託事業所について、ご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

《資料2に基づき説明》

以上です。

○若林会長

ただいま、令和6年度介護予防支援業務委託事業者についての説明がございましたが、何かご質問等がございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

武井委員お願いいたします。

○武井委員

表の見方なのですが、基本的にこれは丸のついている地区が左側の施設の担当範囲と考えればよろしいわけですね。

○加納補佐

そうです。丸がついている包括支援センターとその事業所との間で契約を締結するということになります。

○武井委員

包括支援センターと事業所間の契約というのと、利用者との施設間の利用契約というのはまた別の話なのでしょうか。

何を聞きたいのかというと、丸がついてない地域の利用者がこの施設を利用したいといった場合に、それは特に問題なく可能なのか、それとも原則として丸がついている利用施設のところをご利用くださいという話なのか、教えていただきたい。

○加納補佐

今回の委託契約は、地域包括支援センターの業務をさわやかケアさんに委託をするものになりますが、今回この丸がついている久喜中央地域包括支援センターとの契約になりますので、もしも、久喜東地区内で同様の方がいらっしゃった場合には、新たにまた承認を運営協議会にて諮ることになるかと思えます。

○武井委員

はい。あと、これは質問というよりは感想なので簡単に終わらせませんが、多分一番右側の列の介護支援専門員というのは、いわゆる私たちがよく呼んでいるケアマネジャーさんという位置付けでよろしいですか。

○加納補佐

はい。

○武井委員

そうすると、これはだからどうこうという話ではないのですが、1名という施設が結構あって、これは多分現実的な厳しさの表れだと思うのですが、ケアマネさんが1名の施設というのは、私の母親の介護のときも経験したのですが、ケアマネさんが辞められてしまう、もう無理だとか退職された、或いはいろんな諸条件で退職されて、その施設にケアマネさんが1人もいなくなってしまうと、介護施設として運営をすることが多分認められないのですよね、私の経験です。この中にケアマネさんが1名という施設が結構複数ありますので、これは現実的にそう簡単に言っても人はなかなか集まらず、私の経験でも、必死に集めているのですがなかなか次の人が見つからなくてということがありましたので、これが現実かと思うのですが、これは希

望としては市としてもできるだけ、複数名のケアマネさんが各施設に採用できるように、じゃあどうすればいいんだという、なかなか解はないのだと思うのですが、そういった方向で誘導していくような道があればぜひとも、この1名だけというのはある意味その1名の方が退職された瞬間に、そこでお世話になっている複数名の要介護者がいきなり場所を変わらなくてはいけなくなってしまうので、なるべくそういうことがないような方向できめ細かく目を配っていただければという、質問というより私の希望的な話でございます。以上です。

○若林会長

ありがとうございました。

他にご質問は何かございますでしょうか。

杉原委員をお願いします。

○杉原委員

すみません。すごく基本的な質問で申し訳ないのですが、今回の介護ステーションさわやかケアを新たに業務委託事業所に契約された理由というのは、要介護1の方がここに行ってらっしゃったけれど要支援2になったので、新たに事業所に委託をしないとその方が使えないから、今回契約事業所として委託されたというふうに私は理解したのですが、それで合っていますか。

○加納補佐

今回の契約は、サービスの利用の事業所ではなく、サービスを利用する前段階のケアマネ事業所さんをお願いするというものになっていて、今まで要介護のときに受けてくださっていた居宅介護支援事業所さんでは要支援の方は受けることができないというお話を受けていて、その代わりに違うところをと板橋区の地域包括支援センターに協力をいただきまして、こちらのさわやかケアさんですと予防支援を受けてくださいますということでお話を通して、契約という形になった経緯がございます。

○杉原委員

つまり、ある1人の方のために皆さんがいろいろ動いて対応されたということなのですね。ご苦労様です。でもこういうふうに見えないところでいろいろ動いてくださっているという話を

聞いて、私ちょっと感激したので。どうもありがとうございました。

○若林会長

はい、ありがとうございます。

他にご質問等はございますでしょうか。

他にご意見等もないようでございますので、議題（２）につきましては以上となります。

（３） 令和７年度介護予防支援業務委託契約事業者について

続きまして、議題（３） 令和７年度介護予防支援業務委託契約事業者についてに移りたいと思います。

こちらは承認事項になります。事務局から説明をお願いいたします。

○加納補佐

はい。資料３をご覧ください。

《資料３に基づき説明》

こちらにつきましてご承認をよろしくお願いいたします。

○若林会長

ありがとうございました。

ただいま、令和７年度介護予防支援業務委託事業者についての説明がございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは特にご意見等もないようでございますので、令和７年度介護予防支援業務委託契約事業者につきまして、本協議会としまして、承認するというところでよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認といたします。

（４） 令和７年度介護保険特別会計予算案の概要について

続きまして、議題の（４） 令和７年度介護保険特別会計予算案の概要についてに移りたいと思

います。

こちらは報告事項でございます。事務局から説明をお願いします。

○佐藤係長

令和7年度介護保険特別会計予算案の概要について説明させていただきます。

こちら、2月定例会議上程予定の令和7年度介護保険特別会計予算案であり、報告事項となります。単位は1,000円単位で、主なもののみ説明させていただきます。

《資料4に基づき説明》

令和7年度介護保険特別会計予算案の概要報告は以上となります。

○若林会長

ただいま、令和7年度介護保険特別会計予算案の概要についての説明がございましたが、皆様何かご質問等はございますでしょうか。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

武井委員をお願いします。

○武井委員

すみません毎回申し上げまして。質問が3点ほどございますので教えていただければと思います。

まず表の歳入の分なのですけれども、7番の繰入金で基金繰入金が1億1,700万円増えておりますということですが、142%増と結構全体の予算の増に比べると、大きな割合で増えているように見えるのですけれど、これは基金から繰り入れる額が増えたということは、取り崩されている基金がこの分だけ逆に減っているという理解で合っておりますでしょうかというのが1つ。それからこの142%増という結構まとまった増があるのですけれども、繰り出されている方の基金側は特に心配はないのでしょうか。ちょっとなぜこんな質問するのかというと、久喜市の予算全体の話の中で、運営のための市全体の基金が相当今枯渇をしていて、今年の年度初めには、一般家庭の預金よりも低い250万程度しかないということが大分あちこちのニュースで話題になったのがありまして、ここでこの介護保険関係の基金からの繰入金が大きくちょっと増えたということが、根本の基金側に対しての影響がどう出ているかなというのが1点目の質問でございます。

2点目の質問なのですけれども、全体の令和6年から7年への総額としての変動は4%程度ということで、いくつかの予算費目の内容を見ての変動は大体この4%から7%とかこのくらいの数値で動いていて、そこはおおよそ比例的に効いてきてその通りだろうなと思うのですが、3番の地域支援事業費のうちのいくつかの項目が20%とか30%という数値で、予算で20%動くというのは私の経験からすると相当大きな変動があったときかなと思うのですけれども、この20%或いは30%を超える減額になっているというところについてもう少しご説明をしていただけるとありがたいです。なぜ質問したかの背景は、全体増と介護のニーズは高まっておりますし、予算の総額を見ても5億円ほど予算の総額が増えているのですけれども、その中で20%から30%という大きな割合が地域支援事業で予算が減額されているというのは、1つは、なぜこれだけの大きな減額があったのかということと、それからもう1つは、ニーズはおそらく高まっているだろうと思うのですけれども、地域が支援して福祉を支えましょう、地域のコミュニティを定めましょう、或いはそこで体制を作り上げましょうというのが久喜市の一番の原則の福祉に関する基本方針だったと理解しているのですけれども、そこに关わる事業費が2、3割の減ということがなぜ発生するのか。それで減になっても運営上特に問題ないのか、この辺のところを教えていただければと思います。以上が、私の質問です。

○若林会長

はい、ありがとうございます。

事務局の方ではいかがでしょうか。

○門井主幹

私から1つ目のご質問について申し上げます。

基金の増減額、増減率が大きいということだったので、介護保険事業計画につきましては、昨年度までが第8期計画で今年度から3年間で第9期計画という形になります。基金なのですけれども介護保険給付費準備基金につきましては、毎年度の歳入ということで皆様からお預かりした保険料に余剰が出た場合に、基金に積み立てておくということがございまして、積み立てた基金につきましては、事業費に不足が出た場合にそこから取り崩して予算に充てたり、また、介護保険料の基準額というのを決める時に残高を取り崩すことによって保険料の皆様の負担

を下げるという用途がございます。実際に、令和6年度、7年度、8年度ということで第9期が始まっておりますけれども、第8期から第9期計画に移るときに歳入第1款の保険料の皆様の負担を下げるために、基金から繰り入れということを行っております。また、令和6年度と7年度を比較したときに給付費というのは、年々認定者が増えたり高齢者が増えたりということで増えていきます。ただ、保険料の収入というのはそれほど変わらない中で給付費が増えていくということで、その分基金からの繰り入れも増えていくという、3年間スパンで見ますとそのような形になっております。そのため6年度と7年度で比較しますと、基金繰入金は今回42.5%ということで増加しているという部分がございます。

1つ目の質問につきましては以上でございます。

○加納補佐

地域支援事業費の支出の20%以上マイナスになっている部分についてですが、こちらは事業展開の内容などをもう一度見直し、お金をかけなくても住民の方に不利益が生じない状態で支援事業を展開していく方法を検討させていただいた結果でございます。

○武井委員

2番目の事業内容を見直した結果、サービスレベルを下げずに事業ができることがわかったので減額しましたということであれば、これは大きな割合で動いて費用的には減額が大きいとしてもサービス内容や事業についてはそのまま維持できるということで理解をいたしました。

あと繰入金についての最初の説明で、保険料はそう簡単に動くわけにもいかないですし久喜市全体の保険料収入というのは大体動かない。しかしながら、給付の方は毎年変わっていく。特に高齢者増とかニーズが高まっていくと給付が増えてきて、その差額によってこの第8期から9期の切り換えの時点で保険料を大きく動かさないために基金からの繰り入れがありますというご説明だったとなると、1つ素人目線で心配なのは、これから先将来を見たときに今のご説明のように、そんなに市民に負担をお願いするのはそう簡単にはいかないと、アンケートを見ても、これ以上負担が増えるのは困りますという声が非常に多かったりするのでなかなか、保険料の負担を市民をお願いするのは難しいと思うので。その中で、給付側がどんどん増えていかざるをえないとなると、今後ともやっぱり基金を取り崩さざるをえないと。その下にある繰越金が1,000円と

なっておりますが、この繰越金がもしも発生した場合にはこの繰越金を基金に繰り入れられるというような理解で合ってますでしょうか。その繰越金が1,000円しかなくて基金からの繰入金で4億円ぐらい毎年かかっているのは、2億7,000万が4億に増えているという形で今後この傾向が続くとなると、状況はますます厳しくなるのかなというふう思えるのですがその辺はいかがなものなのですか。そこを教えていただければ。

○若林会長

事務局の方でお願いいたします。

○門井主幹

基金なのですけれども、武井委員さんのおっしゃる通り、確かに毎年基金から繰り出していくと枯渇するというように考えられるのですけれども、そもそも基金というのが皆様からお預かりした保険料の余剰分について積み立てているものですので、本来は余剰というのはないのが一番いいのかなと思います。保険料を払いすぎているんじゃないかというような、そうとも取れなくはないことなので。しかし予算上では、この額で保険料をお預かりすれば間に合うだろうと計算して保険料を定めまして、このように予算も組んでおります。そのような中で、余剰が出た場合には、皆様に還元するために一旦積み立てておいて、次の保険料を決めるときに取り崩して保険料の軽減に充てるという流れでやっております。そのため、まだ第9期は7年度8年度とございませけれども、今後の給付費の伸びによっては確かに7年度8年度でもっと基金からの取り崩しが増えていく可能性もなくなはないといえると思います。ただ、その保険料を定めるときにはその3年間の給付費というのをあらかじめ国のシステムを使って見込み、そこから割り算で積算しておりますので、基本的には給付費の伸びにより基金が全部なくなってしまうようなことはないと考えております。

もう1つ繰越金が1,000円というお話がありましたので、この1,000円について簡単にご説明いたします。これは来年度の予算上繰越金1,000円ということで入れてあるのですけれども、この内容は令和6年度の介護保険特別会計の歳入と歳出に差額があった場合にそれを次年度に繰り越すというものでございまして、現時点では1,000円という予算で組んでおりますが、令和7年度の9月の補正にてその収支の差額について令和6年度から令和7年度に繰り越し、保険料や国県

からの収入、それから市の一般会計から繰り入れた予算等の精算を行うという意味合いのものでございまして、こちらについては9月補正で数字が毎年入ってくる部分でございます。

○武井委員

今のご説明で私の理解に1ヶ所誤りがありまして、基金積立金1,000円というのはあくまで枠じゃないですけども、項目として残しておくために1,000円という数字が残っているだけであって、これに実際意味があるわけではないというのはご説明で理解しました。それは逆に言うと後の歳出の方の基金積立金が100万円ほどありますよという、これが基金に積み立てていかれる金額だという理解で多分合っていると思うんですけど。ただ、大きな流れは今のご説明で理解しました。するとやはり、本来予算決算支出のつじつまが全部あって、基金が積み上がっていくことは本来ないはずだということが事実そうだと思うのですが、現実的にはこのように、基金から取り崩しながらこの波を埋める、或いはその市民の負担を一時的に下げるという方法を取らざるをえないのだと思うんですけども、長い目で見るといつまでもそれに頼るわけにはいかないような性格のお金だと思いますので、この基金からの繰入金がなくとも予算ができあがるような方向で、できるだけ今後も運営をお願いできればというふうに思います。以上です。長々とすみませんでした。

○若林会長

ありがとうございました。

他には何かご意見等はございますでしょうか。

宮澤委員お願いします。

○宮澤副会長

宮澤と申しますけども、1件質問させていただきたいのですが、今7款の繰入金の関係で基金繰入金約4億円、これの繰り入れのご説明いただいたのですが、その前に前提としてですね一般会計の繰入金が21億あるんですよ。そしてここの概要欄に歳出の保険給付費の12.5%、それから地域支援事業費の12.5%、地域支援事業費の19.25%を一般会計から繰り入れ、市が負担すると。これというのは、どこでどのように決まっているのでしょうかね。このパーセンテージ、それをちょっと教えて欲しいんですけど。

○門井主幹

はい。率につきましては介護保険法で決まっております。

○宮澤副会長

わかりました。法でこれ定められているのですか。

○門井主幹

はい。

○宮澤副会長

このように一般会計から入れなさいと。

○門井主幹

はい。

○宮澤副会長

わかりました。それで今、基金繰入金が約4億円。ここの不足分を準備基金から繰り入れるということなのですが、前回私が質問した際に、基金が約11億3,000万あると。ではその11億3,000万はどうするのかといったところ、3年後に保険料を見直す際に引き下げの原資にするんだということでしたよね。けれども、現在こうやって4億ずつ使っていってしまうと、3年後の保険料見直しというのはなくなっちゃいますよね。4×3で12だから。逆に基金の積み立ての方を見ると104万。無いにも等しいですよ。ということは3年後の原資にはならないですよ。このまま行ったとき、そういう考えがありますよね。だから準備基金というのは、あくまで3年後の保険料の見直しの原資ではなくて、足りないときの補填分という理解になると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○若林会長

それでは事務局お願いいたします。

○門井主幹

確かにですね、副会長のおっしゃる通り、前回ご説明したときに基金の残高が11億程度ということでお答えしておきまして、それを確かに第9期の3年間で4億4億4億といってしまうと基金はなくなってしまうというような考えになるかと思うのですが、予算を組むときに保険

料の収入というのも、先ほど介護保険法で負担割合というのは決まっているというお話をさせていただいたのですけれども、第1号の保険料の負担割合というのが23%と決まっております、その23%を皆様から保険料を徴収すると高くなってしまうということで、そこに基金を取り崩して充当し、保険料がお安くなるようにしているような形になっております。

基金というのが、先ほども申し上げました通り余剰が出た場合に積み立てるというもので、いつでも潤沢なものというそうではないですが、久喜市介護保険特別会計で極端になくなってしまふようなことも今までなかったと記憶しております。そもそも基金というのが、皆様からお預かりした保険料の余剰なので、常に保っておくというのはそれほど良くないのかなという考えもございまして、今回第9期計画を立てる際に保険料に全額充当しております。ですので、次の第10期のときに基金がどれだけ積み立てられるかということ、現時点では私も想像できない部分はあるのですけれども、今後も歳入と歳出の差のうち、保険料の余剰が出た場合に積み立てて同じような形で運用していくということになるかと思っております。お答えになっていないかと思うのですけれども、基金についてはそのような運用で介護保険は行っております。

また、もう1点の歳出の基金積立金ということで、令和7年度当初予算104万円という部分なのですけれども、先ほど武井委員さんの方からもお話がございまして、説明が遅くなり申し訳ございません。この現時点で令和7年度の当初予算に上げている104万円といいますのは基金の運用利子でございまして、基金を使って運用していただいております利息などが上がっている状況で、その利息が令和6年度と比べて大分増えて、104万円という状況でございまして。こちら先ほどの繰越金と同じように、現時点では104万円というのは令和7年度に積み立てる額ということではなく、運用利息として見込んでいた分だけをこちらに計上しております。

先ほど、歳入と歳出の差額について、次年度に繰り越すというふうに申し上げたのですけれども、この部分につきましても令和7年の9月の補正時点で決算を迎えますので、その時に保険料の余剰分がございましたらこちらに補正予算ということで計上させていただくことになります。

○宮澤副会長

わかりました。いずれにしても、歳入財源不足についてはこれを見る限り、法で国庫負担金や県負担金はパーセンテージが決まっております、それから一般会計も決まっているという話

なのだけど、こういうことって可能なのかね。というのは、基金がなくなってしまうたらその歳入財源不足はどこに持っていくのといったら、一般会計に頼るしかないですよ。だって保険料は上げられないわけでしょう。そうすると事業を縮小するとか、先ほど武井委員さんから出ましたけど、20%すべての事業について落としちゃっているというのは、その辺にあるのかなという気がしないでもないのには。事業縮小せざるをえない。だって歳入がないのだから。それはわからなくもないのだけど、その辺は今どうこうではなくて、今後これをやはり介護保険制度もそういった面では財源をどうやって確保していくか、今後基金をどうやって積み立てていくかを考えるときなのかなという気はします。11億3,000万の基金が減るわけですから。これは質問というか私の考えなので、もし何かの機会があったらまたお話いただければというふうに思います。以上です。

○若林会長

はい。ありがとうございました。

他に何かご意見等はございますでしょうか。

他にご意見等もないようでございますので、議題（4）につきましては以上となります。

以上をもちまして、本日予定していた議題が終了となります。

これで議長の職を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

○青木課長

はい。

会長ありがとうございました。

以上で本日予定していた議題が終了いたしました。

4 その他

○青木課長

次第の4としてその他がございますが、事務局として何か連絡はありますか。

○板橋係長

はい。連絡させていただきます。

こちらA3の資料両面刷りのもの1枚ございますけども、こちらは前回の運営協議会の議題(2)の資料で、第8期介護保険事業計画について令和5年度における実績をまとめたものです。こちらにつきましては、本ページの実施内容の記載内容につきまして、他のページや他の事業に対して簡易なものになっておりましたので、記載内容をちょっと見直し詳細なものに変更させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○坂本委員

すみません。もうこの協議会終わっちゃいますか。ちょっと質問を。

○青木課長

先ほどの説明に関する質問ということでよろしいでしょうか。

○坂本委員

もちろん。

○青木課長

ではマイクをお持ちしますので少々お待ちください。

○坂本委員

坂本です。介護そのものの質というものは、実際に私にはよくわかりません。この委員になってから近くの何件かの介護施設にちょっと物を持って行ったりしながら、そこの方とお話する程度の知識しかないものですから。前回の会議のときにも申し上げたのですけれども、財政というのが大変だということは先ほどのお話からも歳出歳入でよくわかるのですけれども、要介護とか被介護者をどうやって抑えていくか。これが今一番久喜市だけではなくて、日本とか世界の肝要なものだと思います。

そこで素人なので大変申し訳ないのですけれども、資料3で見せていただいた令和7年度の介護予防支援業務委託契約事業所一覧ということで、これは本当にすみません、レベルが低い質問なのですけども、素人から見るとサービスの指標というのは量と質の掛け算でしか私どもには理解ができないんですね。なので、そういう面では久喜市の要介護者に対する、人口ベースではなくて要介護者に対するこの介護支援専門員の数の比率というのは、全国ベースではどのようなレベルになっているのか。或いは全国ベースでのそういう指標がないとは思わないのですけれども

も、あればどのような位置付けにあるのかというのを少し教えていただければと思います。質問がちょっと雑駁過ぎますか。

結論的にはあれですね、事業所の数の比率よりは、この介護支援専門員の比率を分母にした方がより実質的なサービスの資質というか力になりますよね。

○加納補佐

今回こちらの資料3に挙がっているのは、介護支援事業所ということで介護保険を受けるときにケアマネジメントを行うケアマネジャーさんがいらっしゃる介護支援事業所の一覧になっていて、ただ、あくまでここに挙がっているのは包括の予防支援を受託してもいいですよと云ってくださっている事業所さんだけですので、居宅介護支援事業所はこれ以外にも久喜市内を含めて数はまだございます。かつ、こちらの各事業者に入っているこの専門員数に関しても、予防プランを作成する担当がこの人たちだけであって、実際この居宅事業所さんに所属しているケアマネジメントを行うケアマネさんの人数というのは、もうちょっと多かったりしておりますので、ここに挙がっているだけで比較をするというのは少々難しいところではございます。

加えて、ここはあくまでもプランを作成するケアマネさんがいるだけですので、実際にサービスをご利用になるときは、サービス事業所さんが市内に、もしくは久喜市も担当してくださる事業者さんがどれぐらいあるかという方が、利用者さんの介護予防であったり介護サービスの充実というところの観点では大事になってくるのかなと考えております。

○坂本委員

なるほどよくわかりました。その数で久喜市の要介護の人数を割った場合、要するに比率ですけども、そういう指標というのは全国ベースでありますよね。パーセンテージで言うのもおかしいのですけれども、簡単に言うとやっぱり質と量の掛け算になろうかと思うので、そういう指標がないわけないと思うのですけども、

○青木課長

今委員さんがおっしゃったような指標というのは、すみませんが私どもは見たことがないといえますか、そういった全国的な指標みたいなものが出ているのは確認できておりません。委員さんがおっしゃられているのは、要介護を必要とされている方に対してケアマネジャーの人数と

の割合というか、ケアマネ1人に対して何人の要介護認定者がいるかというようなお話なのかなと思うのですが、そういったものを統計的にといますか、とらえたデータというのはすみませんがこちらでは把握はしていないところです。

○坂本委員

それ、必要だとは思いませんか。

○青木課長

必要ないというふうには言えないと思うのですが、ただ、ケアマネジャーさんの数だけで、その要介護認定を受けている方のサービスを支えられるものではないですよね。当然その介護のサービスを受けるためには、ケアマネジャーさんにケアプランというものを作ってもらって、そのプランに従ってサービスを利用するというような形になるのですが、ケアマネジャーさんがもちろんケアプランを作るために必要なものもそうなのですが、ケアプランを作った後にそのサービスを実際に受けたら、やはりそのサービスを受ける事業所の数ですとか、そういったものも関係してくると思いますので、ケアマネさんが足りているからサービスが足りているかというそういうわけではないと思いますし。ですので、直接的に今おっしゃったような、データというのは申し訳ないのですがちょっと私どもでは把握はしていないところでございます。

○坂本委員

よくわかりました。実態をよくわからないものですから、そういうのでいいです。ではその要介護者1人に対する、何か市としての健康予防に対するこれ以上悪くならないとか、予防するというサービス力というのか、そういうものをできているのかできていないのかというのはもう比較でしかわからないと思うのですが、そういう見方というのは私のピントがずれているのでしょうか。意味がないですかね。金額だけの話が飛び交っていたものですから、もう少しサービスの質というところで、ただなかなか判断がつかないものなので量でと思って今質問したのですが、すみませんピントがずれているならもうやめます。そういう見方はもうおかしいのですかね。

○青木課長

いえ、おかしいというわけではないですけども、統計のようなデータというのは私どもでは
すみませんが把握をしてないというところでは。

ご心配されているのは、これから先高齢者の数が増えていき労働力人口と言いますか若い世代
の人数が減っていくというような状況が続くわけですけども、それによって介護のサービスを
受けたくても受けられない方が増えてくる。そのような時代が来るのではないかというところを
多分ご心配なされているのだなというふうに私は理解をしているのですが。

○坂本委員

というかすでに来ていると思います。

○青木課長

はい。ですからそれをいかに防ぐかというところを、我々ども今までももちろん考えてきては
おりますけれども、介護人材の確保とかはよくニュースにも出てきたりしていますがそういった
ことも含め、どのようにこの久喜市の介護を受けられる方のサービスを充実させていくかといっ
たところを、あとは介護を受ける状態にならないようにいかに健康寿命を延伸していくかといっ
たところについて、今後もいろいろと策を練っていきたいというふうには考えております。

○坂本委員

ぜひそれ喫緊の課題として取り扱って欲しいんですね。

今も出ていましたように、歳入というのがこれから増えるかというとなかなか難しいところ
です。歳出が増えるだけだと破綻するということで、ここはもう、何かある指標を可視化したり、
知恵を絞っていくしかないと思うので、ぜひ我々も微力ですけども、一緒に頑張っていきたい
と思いますのでよろしくお願いいたします。ピント外れな質問で、すみません。

○青木課長

それでは他に何かご意見等ございます方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは事務局よりもう1つ事務連絡があります。

○岸係長

事務連絡でございます。

次回、令和7年度の介護保険運営協議会についてですが、まず、令和7年度中は全部で4回の

会議を予定してございます。第1回目の会議なのですが、令和7年の5月中を予定しております。時間については、今までと同様にすべて13時15分から開始とする予定ですが、現在のところ日程や会場について調整中でございますので、こちらについては、決まり次第また速やかに委員の皆様にご連絡いたしますので、引き続きご協力をお願いいたします。以上でございます。

○青木課長

それでは閉会にあたりまして宮澤副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

○宮澤副会長

《副会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

委員の皆様には公私ご多忙中のところご出席いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第3回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 7年 3月 3日

議長.....若林 輝夫

議事録署名人.....伊藤 秀

議事録署名人.....太澤 栄子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。